

# 意見書

平成 24 年 6 月 28 日

情報通信審議会  
情報通信技術分科会  
電波利用環境委員会  
主査専門委員 藤原 修 殿

郵便番号 170-8073  
住所 東京都豊島区巣鴨1-14-5  
一般社団法人 日本アマチュア無線連盟  
会長 稲毛 章  
電話番号 03-5395-3120

高速電力線搬送通信設備作業班の貴委員会への報告書に対しまして、別紙のとおり意見を提出いたします。

## 別紙

一般社団法人 日本アマチュア無線連盟（以下、「JARL」という。）は、今般の高速電力線搬送通信設備作業班（以下、「作業班」という。）の報告が作業班の審議内容を反映したものではなく、適切な議事運営もなされなかったため、次のとおり意見を提出します。

### 作業班の審議における意見集約に対する疑義

- (1) 第9回高速電力線搬送通信設備作業班議事要旨にも明記されているとおり、今回、貴委員会に報告すべき規制値は確定出来ず、あくまでも**目安**の数値しか報告出来ないことが作業班としての結論であった。

JARLとしてもこの意見に同調し終会した。

しかるに作業班から貴委員会への報告書においては、作業班にて確定した規制値として報告がなされている。

- (2) 作業班の結論が、事務局と一部の構成員の個別の話し合いで修正されるようなことはあってはならない。発言は議事が終了した時点で公のものである。作業班事務局はJARLからの質問に、「発言者である構成員とも調整した上で、報告案とした」と回答してきたが、もはや構成員の一部に過ぎない発言者個人と作業班事務局で勝手に内容を修正することは許されるものではない。これは会議の基本的ルールである。

事務局はあくまでも事務方であり、結論を変更させられるものではない。報告書作成上の編集作業に付随する文言の修正については構成員一同了解したが、このような内容の変更は了解していない。

作業班の結論はあくまでも構成員全員の論議を通じて、全ての構成員の総意によりなされたものでなければならない。

この重大な変更が、作業班の会議も持たれずに事務局の一存で行われたことは、作業班無視も甚だしく、JARLはこの報告書を作業班構成員として認めない。

以上